芦屋町が発注する芦屋町小中学校電子黒板等更新業務委託について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和８年１１月１７日

福岡県遠賀郡芦屋町長　　貝 掛　俊 之

１ 業務委託の概要

（１） 委託業務の名称　　芦屋町小中学校電子黒板等更新業務委託
（２） 業務委託内容　　仕様書のとおり
（３） 履 行 期 間　　契約締結日の翌日から令和９年３月３１日まで
（４） 予 定 価 格　　事後公表
（５） 最低制限価格　　設定なし

２ 担当課及び問い合せ先

（１） 業務委託に関すること
〒８０７－０１９８ 福岡県遠賀郡芦屋町幸町２番２０号
芦屋町役場 ３階 学校教育課学校教育係
電話　０９３－２２３－３５４７

（２） 入札、契約に関すること
〒８０７－０１９８ 福岡県遠賀郡芦屋町幸町２番２０号
芦屋町役場 ２階 財政課 契約管財係
電話　０９３－２２３－３５７６

３ 入札日程（概要）

令和８年１１月１７日　一般競争入札の公告
令和８年１２月　８日　入札参加資格確認申請書の提出締切日（１６時まで）
令和８年１２月１４日　入札参加資格の確認通知日
令和８年１２月１５日　質疑書の受付日
令和８年１２月１７日　質疑回答日（質疑がある場合のみ）
令和８年１２月１８日　入札参加辞退の締切日（１６時まで）
令和８年１２月２１日　入札日（１０時００分）

４ 入札の参加資格及び条件

申請時において次の条件を満たしていること。なお、入札及び契約締結時も同様とする。

（１）地方自治法施行令第１６７条の４に該当する者でないこと
（２）芦屋町から、指名停止を受けていない者
（３）会社更生法（昭和２７年法律第１７２号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（令和１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている場合を除く。）
（４）国税、県税及び市町村税を滞納していない者

（５）本社本店、支店、営業所等が、福岡県内にある者
（６）受注者は、国または地方公共団体との電子黒板等の国内導入実績を有する者
（７）受注者は、その他仕様書に定める事項を遵守できる者

５ 入札参加資格の確認

（１） この入札に参加しようとする者は、所定の期日までに入札参加資格確認申請書（様式１以下「申請書」という。)及び入札参加資料（以下「資料」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者、又は入札参加資格がないと認められた者は、当該入札に参加することができない。

（２） 入札参加資格の確認の結果は、令和８年１２月１４日までに通知する。
この日までに通知がない場合は、財政課契約管財係まで連絡すること。

（３） 申請書及び資料の提出

① 申請書及び資料の提出は、別に定める様式により行うものとする。

② 申請書及び資料は持参するものとし、電送又は郵送等によるものは受付けない。

（４） 資料の内容

① 入札参加資格確認申請書

② 商業登記簿謄本の写し

③ 国税・県税・市町村税の納税証明書（写し可）※3 か月以内に発行したもの

※納税証明書（写し可）について

法人の場合（本社については１・２・3、支店等については本社分と２・3)

1.国税　　：法人税・消費税及び地方消費税に未納・滞納がないことが証明できるもの

2.都道府県税：法人税・事業税に未納・滞納がないことが証明できるもの
　　または、県税に未納・滞納がないことが証明できるもの

3.市町村税　：法人税に未納・滞納がないことが証明できるもの
　　または、市町村税に未納・滞納がないことが証明できるもの

個人の場合

1.国税　　：所得税・消費税及び地方消費税に未納・滞納がないことが証明できるもの

2.都道府県税：都道府県民税に未納・滞納がないことが証明できるもの
　　または、県税に未納・滞納がないことが証明できるもの

3.市町村税　：市町村民税に未納・滞納がないことが証明できるもの
　　または、市町村税に未納・滞納がないことが証明できるもの

④ 業務実績調書

⑤ 誓約書

（５） 申請書及び資料の受付配付等

① 受付期間　令和８年１１月１７日から令和８年１２月８日(土日祝日を除く)までの９時から１６時まで。(ただし、１２時から１３時までを除く。)

② 受付場所　芦屋町役場　２階 財政課 契約管財係

③ 申請書及び資料の様式等の配布は､令和８年１１月１７日から令和８年１２月８日まで芦屋町のホームページにて行う。

④ 申請に係る費用は、申請者の負担とする。

⑤ 町は、提出された申請書及び資料を無断で他の用途に使用しないものとする。

⑥ 提出された申請書及び資料は、返却しないものとする。
⑦ 申請の際に、入札参加資格確認通知書を送付するための返信用封筒を提出すること。
⑧ 返信用封筒の表には申請者の郵便番号住所氏名を記載し、１１０円分の切手を貼付しておくこと。

6 入札の参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

（1）入札の参加資格がないと認められた者は、町長に対してその理由の説明を求めることができる。

（2）説明を求める場合は、令和８年１２月１５日の９時から１６時まで（ただし、１２時から１３時までを除く。）に、書面を提出して行なわなければならない。
提出先　　芦屋町役場 ２階 財政課 契約管財係

（3）書面は持参するものとし、電送又は郵送等によるものは受付けない。

（4）説明を求められたときは、令和８年１２月１７日の９時から１６時まで（ただし、１２時から１３時までを除く。）の間に、説明を求める者に対して、書面により回答するものとする。

7 質疑・回答

（1）業務委託の内容について質問がある場合は、その旨を記載した書面により提出すること。
（質問が無い場合は提出不要。）
なお、書面は持参するものとし、電送又は郵送等によるものは受付けない。
① 受付期間　　令和８年１２月１５日の９時から１６時まで。
（ただし、１２時から１３時までを除く。）
② 受付場所　芦屋町役場３階　学校教育課　学校教育係

（2）質問の有無は、令和８年１２月１６日に芦屋町ホームページにて知らせる。

（3）質問に対する回答は、質問の受付場所で次のとおり配付に供する。
令和８年１２月１７日の９時から１６時まで。（ただし、１２時から１３時までを除く。）

8 入札、開札の日時及び場所

（1）入　札
① 日時　令和８年１２月２１日　１０時００分
② 場所　芦屋町役場 ４階 ４１会議室
③ 入札開始時刻に遅れたときは、入札に参加することができない。
④ **入札参加資格確認通知書又はその写しを持参すること。**
⑤ 入札保証金は免除する。
⑥ 入札に参加する者は、参加にあたって知り得た個人情報、事業者の情報、その他町の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
⑦ 入札時に芦屋町から指名停止を受けている者は、入札に参加することはできない。
⑧ 入札に参加する参加者数及び参加者名は、事前公表は行わない。入札後、事後公表とする。
⑨ 入札の参加を辞退する場合は、令和８年１２月１８日の１６時までに、具体的な理由を明記した辞退届（様式は任意様式、宛先は芦屋町長とする。）を財政課契約管財係に提出すること。

⑩ 上記以降の入札参加辞退は、これを認めないものとする。

（２）入札の方法

① 予定価格内で、最低入札業者に決定する。

② 最低入札額が同額の場合は、地方自治法施行令第１６７条の９により、くじ引きにより、決定する。

③ １回目の入札額が予定価格に到達しない場合は、３回を限度とするが、場合によっては４回行うこともあるため、入札書は５部用意すること。なお、サイズはＡ４判とする。

④ 再度の入札で、予定価格に達しない場合は、最低入札業者と協議する。

⑤ 最低入札金額発表後、再度入札の場合、発表額以上の入札は失格とし、本委託についての再度入札に参加できない。

⑥ 入札書は、消費税・地方消費税抜きの総額で、記入すること。なお、契約は消費税・地方消費税を加算して契約する。

⑦ 入札書には必ず日付を記入すること。

⑧ 代理人による入札の場合は入札前に委任状を提出し、代表者（支店長等）の住所氏名及び代理人の氏名を記入のうえ、代理人の印鑑で入札をすること。

⑨ 入札書提出者の印鑑を必ず持参すること。

⑩ 委任状及び入札書の右上の№は、入札当日に当方から指定する番号を記入するため、事前の記入は不要。

⑪ 委任状又は入札書の提出の際の封筒は使用しない。

⑫ 入札に関連する書類は、ホームページに掲載している本町指定の様式を使用すること。なお、「入札（見積）書」に記載されている「芦屋町入札心得」を「公告内容」と読み替えるものとする。また、本件は一般競争入札に付するものであるが、「見積」の訂正は不要とする。

（３）入札の無効

① 入札に参加する者に必要な資格にない者が入札したとき。

② 契約権者において、定めた入札に関する条件に違反したとき。

③ 入札者が２以上の入札をしたとき。

④ 他人の代理を兼ね、又は２人以上を代理人として入札をしたとき。

⑤ 入札者が連合して入札をしたとき、その他入札に際して不正の行為があったとき。

⑥ 必要な事項を確認できない入札をしたとき。

⑦ 入札時に芦屋町から、指名停止を受けている者が入札したとき。

⑧ 入札書の入札価格を訂正して入札したとき。

⑨ 委託設計書の見積価格を訂正して入札したとき。

⑩ 電送又は郵送等で入札したとき。

（４）開札　入札後その場にて、直ちに開札する。

（５）落札の決定　　最低価格をもって入札した者を契約の相手方とする。
ただし、最低価格が２者以上あるときは、地方自治法施行令第１６７条の９の規定に基づき、くじにより落札者を決定する。

９ 談合情報に対する措置

入札前に談合に関する通報があり信憑性がある場合は、「芦屋町談合情報対応事務要領」に基づき、次の措置を行うものとする。

（１）入札日を原則として延期する。
（２）入札に参加しようとする者を、くじにより３割を限度として減じたうえで当該入札を執行する。
（３）入札の結果、情報どおりの者が落札した場合は契約を締結したうえで、その後の指名において、当初入札に参加しようとした者全員に、３月以内の期間指名を回避する。ただし、落札した業者については、当該落札に係る契約期間及び３月以内の期間指名を回避する。
（４）資格審査委員会の審議結果に基づき、公正取引委員会及び警察に通報する。

１０ 契約の締結
（１）契約書作成の要否　　要
（２）契約金額は、落札金額に取引に係る消費税及び地方消費税の額を加算した額とする。
（３）契約保証金は、芦屋町財務規則第７２条による。

１１ 支払の条件
（１）前金払　無
（２）部分払　無
（３）完了払　完了引渡後、正当な請求書を受理した日から３０日以内に支払う

１２ 契約不適合責任期間
引渡の日から１年
故意又は重大な過失により生じた場合は民法の定めるところによる。

１３ その他
入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。